

割賦販売法施行令の一部を改正する政令案に対する意見募集」で寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

連番	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>・該当箇所 第二十三条</p> <p>・意見内容 以前は「包括信用購入あつせんに係る情報通信の技術を利用する方法」であったが、改正により「認定包括信用購入あつせん業者による契約の解除等の制限の特例に係る極度額の上限等」に置き換えられているが、「包括信用購入あつせんに係る情報通信の技術を利用する方法」の条項は削除されたという認識でよいか。</p>	そのとおり。
2	<p>1、極度額10万円について 少額分割払い利用者のほとんどは若年者か低所得者です。また、日用品の買い物の支払いをカード払いにしている人の利用額のほとんどは月に10万円以下と思われますので、カード利用者のほとんどは審査の緩い少額カード利用者となる可能性があります。それらの人にとって10万円は高額すぎます。もっと極度額を低くすべきです。</p>	<p>登録少額包括信用購入あつせん業者が営む包括信用購入あつせんに係る極度額の上限額は、「産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会」令和元年十二月二十日付報告書七頁を踏まえ、十万円と規定した。 また、登録少額包括信用購入あつせん業者には、その登録に際して、改正法による改正後の割賦販売法(以下「新法」という。)第三十五条の二の十一第一項十一号に基づいて、限度額の算定方法及び当該算定を行う体制が法律上の要件に適合していることが求められ、限度額の算定に際しては当該算定方法によること等が求められる(新法第三十五条の二の四及び第三十五条の二の五)。</p>
3	<p>2、支払い遅延による契約解除を見据えた催告期間が7日間となることについて 電磁的な方法による催告は、携帯電話(スマートフォン)の利用頻度が上がるにつれ、すぐに見ることができるという利点はあるが、情報が多すぎて埋没してしまう恐れがあります。それだけでなく、年末年始やお盆休みなど、比較的長期の休みにかかる7日間であった場合、催告を見逃してしまう可能性もあります。海外出張や入院等、すぐに対応したくてもできない事情を抱える場合もあります。近年、実在するクレジットカード会社名をかたるフィッシング詐欺のメールによるトラブルが多く発生し、そのことからメールが偽物だと勘違いする人も出ると思われ、それによって気付くのが遅れる可能性もあります。7日間はあっという間に過ぎてしまい、それで期限の利益が失われることは大きな問題です。催告期間はもっと長くすべきです。どうしても7日になるのであれば、せめて金融機関の営業日を考慮すべきです。</p>	<p>認定包括信用購入あつせん業者及び登録少額包括信用購入あつせん業者による極度額十万円以下の包括信用購入あつせんに係る契約の解除等における催告期間は「産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会」(令和元年十二月二十日付報告)十頁を踏まえ、七日間と規定した。</p>
4	<p>3、AIによる与信について 最近は何とかAIを利用することが増えていますが、AIで計算するにあたりどのようなデータが予め取り込まれているのかによって計算結果に偏りが出ると言われています。AIがどのような計算をしたか人間がわからないブラックボックスだとも言われています。結果に対する不当性を訴える人に対し、計算方法を説明できないのにAIの結果だけを利用するのは問題があります。EUでは、AIを利用した場合でも人間が異論を主張できる余地を残しておくよう取り決めがあると聞いています。アメリカのカリフォルニア州でもEUに似た規定があるようです。AIによって不利な結果が出た場合のことを考えると、AIだけで与信することに問題がないとはいえません。人間が関わるよう取り決めが必要だと思います。</p>	<p>新法第三十条の五の四第一項第一号及び第三十五条の二の十一第一項イに規定する基準に関する参考意見として承る。</p>
5	<p>4、書面でない催告通知について 催告期間が7日間になることに関連して、催告されていることに必ず気付くよう、たとえばメールで数回催告書が送られていることを通知するよう、二重、三重の注意をする必要があると思います。</p>	<p>新法第三十条の二の四第一項及び第三十五条の二の六第一項に規定する電磁的方法による催告に関する参考意見として承る。</p>
6	<p>間金業者がやっている、クレジットカードでものを買わせて、それを安く買い取ることで実質金を高利で貸している業者はどこで規制されているのでしょうか？</p>	<p>具体的事実関係により適用される法規制は異なるものと考えられるが、例えば、ご意見中の間金業者とクレジットカードを利用することができる加盟店が画策することにより、高利貸し目的でクレジットカードを利用させている場合等には、悪質加盟店によるトラブル事例として対応していく場合があるものと考えられる。</p>
7	<p>当方、自治体の消費生活相談員。 「50万円の契約につき、業者からお金がなくてもクレジットカードで支払えばよいといわれ、そののうちに4枚のクレジットカードを作り、各カードの限度額で決済した。」というような、高額な契約をするために1日の内に何枚ものカードを作って支払うが、結局支払えないというトラブル事例が増えている。 1つ1つの信販契約は少額でも、実態は50万円の契約である。 従来の包括信用購入あつせんと同様の規制が必要と考える。</p>	<p>ご意見中の事例は、クレジットカードを利用することができる加盟店に起因したトラブル事例であり、悪質加盟店によるトラブル事例として対応していくものと考えられる。</p>